## 坂出市議会災害対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、坂出市内で地震等の大規模災害が発生したときに、 坂出市議会および坂出市議会議員(以下「議員」という。)が、坂出市 災害対策本部(以下「市対策本部」という。)と連携し、議員の適切か つ迅速な対応により、市の災害対策を側面から支援し、市民の安全の確 保および早期の復旧または復興に資するため、必要な事項を定めるもの とする。

(設置)

- 第2条 坂出市議会議長(以下「議長」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第1項の規定に基づいて市対策本部が設置された場合において、これに協力し、支援する必要があると認めるとき、その他議長が必要であると認めるときは、坂出市議会災害対策会議(以下「災害対策会議」という。)を設置することができる。(所掌事務)
- 第3条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 議員の安否を確認し、各議員との連絡体制を構築すること。
  - (2) 被災情報を収集し、および整理し、市対策本部に情報提供を行うこと。
  - (3) 市対策本部から災害情報を収集し、議員に情報提供を行うこと。
  - (4) 市対策本部からの依頼事項についての対応および処理に関すること。
  - (5) 市対策本部に要望および提言を行うこと。
  - (6) 国, 県, 関係機関等に対し要望活動を行うこと。
  - (7) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第4条 災害対策会議は、議長、副議長、議会運営委員長および各常任委員長をもって組織する。
- 2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときは、その職務を代 理する。
- 4 議長および副議長ともに事故等があるときは,互選により議長の職務 を代理する者を定める。

5 議長は、必要と認める場合は、災害対策会議にその他の議員の参加を求めることができる。

(行動マニュアル)

- 第5条 坂出市議会は、坂出市議会災害対策行動マニュアル(以下「行動マニュアル」という。)を作成し、災害対策会議は、行動マニュアルに 従って所掌事務を遂行するものとする。
- 2 行動マニュアルは、実効性を発揮できるよう、定期的に見直すものとする。

(庶務)

第6条 災害対策会議の庶務は、議会事務局において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。